

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

萩市長 田中 文夫

市町村名 (市町村コード)	萩市 (35204)	
地域名 (地域内農業集落名)	山田地域 (山田全域(木間地区を除く))	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 7月 9日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、農業者の高齢化により、離農者が増加しているが、地域の担い手により、耕作できなくなった農地は集積されていることから、地域農業の維持が図られている。
しかしながら、担い手の引受農地も分散していることから、担い手の作業の効率化を図るため、集約化が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の中心作物は水稲であり、個別農家の離農後の受け皿として、認定農業者を中心に農地集積し、水稲作付けを行う。
また、水稲の他に地域で作付けされているアスパラガスやかぼちゃについては、現在、認定農業者が作付けしているが、作業時間の確保が困難であることから、農地の集約化を目指し、作業の効率化による、作業時間の確保に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	93 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
個々の経営体が協力しながら地域の農地を守るとともに、定年帰農者の受入を促進することで対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
高齢化により耕作ができなくなった農地については、農地中間管理機構を活用し、担い手へ集約する。
(3)基盤整備事業への取組方針
予定なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
UJIターン者や農外参入企業など地域内外から幅広く経営体を募集し、地域と県、市、JAが連携して栽培技術や機械導入支援、農地所有者とのマッチング等も含めた、相談から定着まで切れ目のない取組みを展開する。 また、農業後継者の育成、栽培技術指導や機械導入等の支援についても、重点を置いた取組みも行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣(主に鹿)被害を減らすため、侵入防止柵等の設置及び猟友会と連携し、ICTを活用した捕獲対策を検討する。
- ②水稻生産において、カバークroppもしくは地力増進作物等の作付けにより、減化学肥料栽培や減農薬栽培に取り組む。